

## 香川県がん診療連携協力病院指定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、国が指定するがん診療連携拠点病院に準ずる病院として、県が香川県がん診療連携協力病院（以下「協力病院」という。）として指定することにより、本県におけるがん診療連携協力体制の一層の充実とがん医療水準の向上及び均てん化を図り、もって県民に安心かつ適切ながん医療を提供することを目的とする。

### (指定要件)

第2条 知事は、県内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院であつて、次の要件を全て満たすものを、協力病院に指定することができる。

- (1) 病院の開設者が、指定を受けようとする日の属する年度の前年度の8月31日までに、別表の香川県がん診療連携協力病院新規（更新）指定申請書を知事に提出していること。
- (2) 香川県がん診療連携協力病院新規（更新）指定申請書の様式4（機能別）の指定要件のA（必須要件）を8割程度満たしており、申請内容及び診療機能等の状況を総合的に勘案し適当と認められること。
- (3) がん診療連携拠点病院（がん診療連携拠点病院等の整備について（令和4年8月1日健発0801第16号厚生労働省健康局長通知）に規定するがん診療連携拠点病院をいう。以下同じ。）の指定を受けていないこと。

### (指定の通知及び周知)

第3条 知事は、協力病院を指定したときは、その開設者に対し、香川県がん診療連携協力病院指定書により、その旨を通知するものとする。

2 協力病院は、病院内の見やすい場所に指定を受けている旨の掲示をする等、がん患者及びその家族等に対して必要な情報提供を行うものとする。

### (指定期間)

第4条 協力病院の指定期間は、当該指定を受けた日から、その日の属する年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の4月1日を起算日として4年を経過する日までとする。ただし、指定の更新を妨げない。

### (指定の更新)

第5条 協力病院は、指定の更新を受けようとするときは、指定期間の満了年度の8月31日までに、香川県がん診療連携協力病院新規（更新）指定申請書を知事に提出しなければならない。

2 指定の更新がされたときは、その指定期間は、従前の指定期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

### (現況報告書)

第6条 協力病院は、原則毎年10月31日までに、別途定める現況報告書を知事に提出しなければならない。ただし、指定の更新を申請する年度にあつては、この限りでない。

### (指定の取消し)

第7条 知事は、協力病院が指定要件を満たさないと認めるとき、又は開設者から申出があつたときは、協力病院の指定を取り消すことができる。

2 知事は、協力病院がその指定期間の満了前にかん診療連携拠点病院の指定を受けたときは、その指定日をもって協力病院の指定を取り消されたものとみなす。

(他の医療機関との連携)

第8条 協力病院は、地域のがん医療の質の向上を図るため、がん診療連携拠点病院その他の医療機関との連携に努めるものとする。

(香川県がん診療連携協議会との連携)

第9条 協力病院は、他のがん診療連携拠点病院と協働して、香川県がん診療連携協議会に参画することとする。その際、各がん医療圏におけるがん医療の質を向上させるため、当該がん医療圏のがん診療連携拠点病院と協力して同協議会の運営にあたるとともに、同協議会の方針に沿ってがん医療圏におけるがん医療が適切に提供されるように努めるものとする。

(県への協力)

第10条 協力病院は、県のがん対策の推進に関する取組に協力するものとする。

(広報)

第11条 知事は、協力病院の名称、役割、診療機能等について、県民への周知に努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月8日から施行する。
- 2 令和6年度に協力病院の指定を受けようとする者に係る香川県がん診療連携協力病院新規(更新)指定申請書の提出については、第2条第1号中「指定を受けようとする日の属する年度の前年度の8月31日」とあるのは、「知事が指定する日」とする。

別表 (第2条関係)

様式等	内容
様式1	申請鑑
様式2	連絡先
様式3	全般事項
様式4	機能別
別紙1	様式4(機能別)の該当指定要件のAのうち満たしていない項目について
別紙2	専門とするがんの診療状況
別紙3	我が国に多いがんに対して、自施設で対応しない診療内容
別紙4	緩和ケアチームのメンバー
別紙5	がん相談支援センター等の体制
別紙6	院内外のがん患者等からの相談に対応するための連携協力体制の状況
別紙7	院内がん登録部門の体制
別紙8	チーム医療の提供体制
別紙9	医療安全管理・第三者評価の状況
別紙10	歯科との連携